

松ヶ鼻最終処分場・高松田中・三手埋立跡地水質検査業務委託

仕 様 書

令和 8年 2月

岡山市環境局環境施設部環境施設課

# 第 1 章 一 般 事 項

## 第 1 節 総 則

### 1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

### 1. 1. 2 (法令等の遵守)

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令、省令、規則、通達、条例等を遵守しなければならない。

### 1. 1. 3 (疑義等)

また、本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

### 1. 1. 4 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

### 1. 1. 5 (秘密の厳守)

業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩しないこと。

### 1. 1. 6 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

## 第 2 節 現場管理

### 1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、行程及び現場管理等を適切に行うこと。また、業務履行については、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

### 1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行に当たっては、試料採取作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

### 1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

### 1. 2. 4 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該委託に関連する部分のあと片付けを行うこと。

## 第 2 章 特記事項

### 第 1 節 概要

#### 2. 1. 1 (委託業務概要)

本業務は、松ヶ鼻最終処分場の発生ガス、モニタリング井戸、放流水等の測定、高松田中埋立跡地のピット水及び周辺水路の水質測定、並びに三手埋立跡地のモニタリング井戸、ピット水、周辺水路の水質測定等を実施し、今後の維持管理の基礎資料とするものである。

#### 2. 1. 2 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。なお、人員、機器等全て受託者によるものとする。

##### (1) 業務概要

##### ① 松ヶ鼻最終処分場污水处理施設における水質検査

污水处理施設の水質検査を実施すること。水質検査の項目及び試料採取時期の詳細は**別表 1**のとおりとする。

##### ② 松ヶ鼻最終処分場モニタリング井戸等における水質検査

モニタリング井戸（上流・下流）、地下排水の水質検査を実施すること。塩化物イオンの測定はそれぞれ毎月実施し、加えて、地下排水については一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る地下水等検査項目（25項目）の水質検査を年 1 回実施すること。水質検査の項目及び試料採取時期の詳細は**別表 2**のとおりとする。

##### ③ 三手埋立跡地モニタリング井戸における水質検査

モニタリング井戸（上流・下流）の水質検査を実施すること。塩化物イオンの測定は毎月実施し、一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る地下水等検査項目（25項目）の水質検査を年 1 回実施すること。水質検査の項目及び試料採取時期の詳細は**別表 3**のとおりとする。

##### ④ 埋立跡地の地下ピットにおける水質検査

高松田中埋立跡地及び三手埋立跡地の地下ピット（高松田中：2箇所、三手：1箇所）水質検査を年 1 回実施すること。水質検査の項目及び試料採取時期の詳細は**別表 4**のとおりとする。

##### ⑤ 最終処分場、埋立跡地の周辺水路等の水質検査

松ヶ鼻最終処分場、高松田中及び三手埋立跡地周辺の河川又は水路（松ヶ鼻：2箇所、高松田中：2箇所、三手：1箇所）の水質検査を年 1 回実施すること。水質検査の項目及び試料採取時期の詳細は**別表 4**のとおりとする。

##### ⑤ 松ヶ鼻最終処分場内の埋立地ガスの測定

松ヶ鼻最終処分場内のガス抜き管において埋立地ガスの測定を行うこと。埋立地ガスの測定は年 2 回（8、2月）実施し、分析項目は**別表 5**のとおりとする。

(2) 試料採取地点

各最終処分場における試料採取地点は別図1～4のとおりとする。

(3) 試料採取にあたっての留意事項

採水の実施にあたっては、事前に監督員と日程及び施行計画について十分協議を行い、定められた要領で業務を行うこと。なお、河川・用水等に係る試料採取は前日までの降雨及び天候の影響が少なく水質の状態が安定した日に実施することとし、試料採取前又は試料採取中に天災、悪天候等の不測の事態が発生し、試料採取を中止せざるをえない場合は改めて別の日時に試料採取作業を実施すること。この場合の試料採取日時については、監督員と協議して決定すること。

(4) 土地への立ち入り

本委託業務履行に当たって受託者が、国有地、公有地または私有地に立ち入る際は、監督員と十分な協議を行うこと。また、植物伐採、かき、さく等の除去または土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するものとし、監督員の指示をもって所有者の承諾を得ること。

(5) 検査方法

平成10年6月16日環境庁・厚生省告示第1号、昭和46年12月28日環境庁告示第59号、昭和49年9月30日環境庁告示第64号、平成9年3月13日環境庁告示第10号等により実施すること。なお、定めのない項目については、仕様書の別表の規定によるほか日本産業規格 JIS K0102 規格群 のとおりとする。

(6) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。

(7) 検査結果の報告

検査結果は速やかに報告すること。また、検査中に異常値等を確認した場合は、ただちに監督員にその旨を報告すること。

(8) 検体の保持等

検査終了後も15日間は検体を保持しておくものとする。なお、検査結果の確認のため、再検査若しくは検体の提出等を求められた場合はこれに応じること。

2. 1. 3 (提出書類)

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

(1) 着手前に提出する書類

ア 業務責任者届

受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。

ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。

イ 委託作業表

ウ 委託業務着手届

エ 委託業務要領書

試料採取の方法及び分析の方法を、使用機器も含めて具体的かつ簡易に記したものとす。ただし、分析の方法については、報告書にその内容を含める旨の申出を行い監督員の承認を得られた場合は省略しても良い。

オ 登録証写し

① 環境計量士（濃度関係）登録証写し

(2) 履行期間中に提出する書類

各月の試料採取毎に検査結果等を取りまとめのうえ、以下の報告書を提出すること。

ア 委託写真帳

試料採取の状況についてカラー撮影の上、項目別に整理をして提出すること。撮影に際しては、委託用塗版にて表示し撮影すること。

イ 委託報告書

① 計量証明書又は検査結果報告書

② 分析結果一覧表（年間データ一覧を含む）

③ 分析結果に対する評価・考察

(3) 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書

(4) その他監督員の指示したもの

#### 2. 1. 4 （成果品の契約不適合責任）

(1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。

(2) 委託期間終了後2年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

#### 2. 1. 5 （注意事項）

(1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。

(2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。

(3) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。

(4) 試料採取並びに測定分析は全て受託者が実施し、第三者へ再委託しないこと。



令和8年度 松ヶ鼻最終処分場モニタリング井戸等における水質検査項目及び試料採取時期

														モニタリング井戸(上流)			モニタリング井戸(下流)			地下排水																				
														E			F			G																				
月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			合計			
項目	E	F	G	E	F	G	E	F	G	E	F	G	E	F	G	E	F	G	E	F	G	E	F	G	E	F	G	E	F	G	E	F	G	E	F	G				
塩化物イオン濃度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
アルキル水銀																		○																			1			
総水銀																		○																			1			
カドミウム																		○																			1			
鉛																		○																			1			
六価クロム																		○																			1			
砒素																		○																			1			
全シアン																		○																			1			
ポリ塩化ビフェニル																		○																			1			
トリクロロエチレン																		○																			1			
テトラクロロエチレン																		○																			1			
ジクロロメタン																		○																			1			
四塩化炭素																		○																			1			
1,2-ジクロロエタン																		○																			1			
1,1-ジクロロエチレン																		○																			1			
1,2-ジクロロエチレン																		○																			1			
1,1,1-トリクロロエタン																		○																			1			
1,1,2-トリクロロエタン																		○																			1			
1,3-ジクロロプロペン																		○																			1			
チウラム																		○																			1			
シマジン																		○																			1			
チオベンカルブ																		○																			1			
ベンゼン																		○																			1			
セレン																		○																			1			
1,4-ジオキサソ																		○																			1			
クロロエチレン																		○																			1			

※ モニタリング井戸については、水位高さを合わせて記録し報告書に記載すること。

令和8年度 三手埋立跡地モニタリング井戸における水質検査項目及び試料採取時期

分析項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		総検 体数		
	モニタリング 井戸		モニタリング 井戸		モニタリング 井戸		モニタリング 井戸		モニタリング 井戸		モニタリング 井戸		モニタリング 井戸		モニタリング 井戸		モニタリング 井戸		モニタリング 井戸		モニタリング 井戸		モニタリング 井戸				
	上流	下流																									
塩化物イオン濃度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
アルキル水銀化合物													○	○												2	
総水銀													○	○												2	
カドミウム													○	○												2	
鉛													○	○												2	
六価クロム													○	○												2	
砒素													○	○												2	
全シアン													○	○												2	
ポリ塩化ビフェニル													○	○												2	
トリクロロエチレン													○	○												2	
テトラクロロエチレン													○	○												2	
ジクロロメタン													○	○												2	
四塩化炭素													○	○												2	
1,2-ジクロロエタン													○	○												2	
1,1-ジクロロエチレン													○	○												2	
1,2-ジクロロエチレン													○	○												2	
1,1,1-トリクロロエタン													○	○												2	
1,1,2-トリクロロエタン													○	○												2	
1,3-ジクロロプロペン													○	○												2	
チウラム													○	○												2	
シマジン													○	○												2	
チオベンカルブ													○	○												2	
ベンゼン													○	○												2	
セレン													○	○												2	
1,4-ジオキサン													○	○												2	
クロロエチレン													○	○												2	

※ モニタリング井戸については、水位高さを合わせて記録し報告書に記載すること。



## 令和8年度 ピット・用水路等における水質検査項目及び試料採取時期

試料採取場所	10月			10月から11月頃					合計	
	ピット水			周辺用水						
	高松田中埋立跡地	三手埋立跡地	地下ピット	松ヶ鼻最終処分場	高松田中埋立跡地	三手埋立跡地	用水	河川		用水
項目	ピット(西)	ピット(東)	地下ピット	用水1	用水2	用水	河川	用水		
ほう素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物、硝酸化合物	○	○	○							3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				○	○	○	○	○	○	5
1・4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
フェノール類	○	○	○							3
銅含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
亜鉛含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
溶解性鉄含有量	○	○	○							3
溶解性マンガン含有量	○	○	○							3
クロム含有量	○	○	○							3
塩化物イオン濃度	○	○	○							3

※検査対象の試料(ピット水・河川水)により適宜読み替えること。

例) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号による分析(周辺河川・用水):カドミウム

昭和49年9月30日環境庁告示第64号による分析(ピット水):カドミウム及びその化合物

## 令和8年度 松ヶ鼻最終処分場埋立地ガス測定分析項目及び試料採取時期

測定項目	単位	測定箇所	測定回数	検体数
メタン	体積%	1	2	2
二酸化炭素	体積%	1	2	2
硫化水素	体積ppm	1	2	2
アンモニア	体積ppm	1	2	2
酸素	体積%	1	2	2
窒素	体積%	1	2	2
埋立地ガス流量	mL/min	1	2	2
埋立地ガス温度・埋立地ガス湿度		1	2	2
気象条件(気温・湿度・風向・風速)		1	2	2

※年2回(8月、2月)測定のこと。

※「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」(平成10年7月16日環水企第301号・衛環第63号)において測定方法等が明記されている項目については、その方法により実施すること。

※上記留意事項に定めのない項目については、JIS K 2301、JIS K 0114等の方法により実施すること。